

八、動物及び植物の検疫に関する合同委員会合意（1996年12月2日）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき、締結及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第9条及び第9条の実施上、以下に掲げる検疫の手続を適用する。

A. 人の検疫

(1) 合衆国の船舶又は航空機とは、合衆国及び合衆国以外の船舶又は航空機で、合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公的目的で運ばれるもの、すなわち、合衆国公有船舶、合衆国公有航空機、合衆国被用船舶及び合衆国被用航空機をいう。一部用船契約によるものは、含まない。

(2) 合衆国に提供された施設及び区域から日本国に入国する合衆国の船舶又は航空機は、乗船者又は搭乗者の国籍又は地位にかかわらず合衆国軍隊の実施する検疫手続の適用を受ける。

(A) 合衆国軍隊の医療部は、合衆国軍隊の実施する検疫業務について責任を負う。

(B) 合衆国軍隊は、合衆国に提供された施設及び区域に係る港及び飛行場ごとに、一又は二以上の者（士官である必要はない。）を検査官として任命する。所轄の日本の検疫所長（検疫所の支所又は出張所の長を含む。以下同じ。）は、任命された検査官の氏名、階級及び所属について通報を受ける。

(C) 合衆国軍隊の医官は、必要ときは、前記の各港又は各飛行場において検疫措置を行う。

(D) 合衆国軍隊の検査官は、検査伝染病の患者若しくはその死体又はベストに感染した若しくはそのおそれのあるわずみ族を船内又は機内において発見したときは、直ちに所轄の日本の検疫所長に通報する。

(E) 合衆国軍隊の検査官は、当該船舶又は航空機を介して検査伝染病が日本国に持ち込まれるおそれがないか、又はほとんどないと認めたと

ときは、あらかじめ所轄の日本の検疫所長が署名し、委託した検査官又は仮検査官に所要事項を記入し、担当検査官の職に署名の上、当該船舶又は航空機の長に交付する。合衆国軍隊の検査官は、仮検査官を交付したときは、所轄の日本の検疫所長に通報する。

(3) 合衆国の船舶又は航空機が、合衆国に提供されていない港又は飛行場に着くときは、日本国の当局による検査を受ける。もともと、搭乗している医官が当該船舶又は航空機を介して検査伝染病を持ち込まれるおそれがない旨の証明書を提出したときは、検査伝染病の検査及び許可において優先的な取扱いを受けることができる。

(A) 合衆国の船舶又は航空機は、検査の検査及び許可において優先的な取扱いを受けることができる。

(B) 合衆国の船舶又は航空機が、合衆国に提供された施設及び区域以外の港又は飛行場に入るときは、当該船舶又は航空機の長は、検査に先立って所轄の日本の検疫所長に通報を行う。

(4) 合衆国の船舶は、日本国において最初に港に入港したときから検査済証又は仮検査済証の交付を受けるまでの間、検査番号を掲げる。

(5) 合衆国の船舶又は航空機に検査伝染病が存在し検査措置が必要となるときは、合衆国軍隊が、所轄の日本の検疫所長と協議の上、当該措置を実施することができる。

(6) 民間の船舶又は航空機により日本国に入国する合衆国軍隊の乗組員及び要員並びにそれらの家族が、命令により移動中であるときは、その要請により、日本国の検査当局による許可において優先的な取扱いを受けることができる。

(7) 合衆国軍隊の乗組員及び要員並びにそれらの家族が乗船又は搭乗している民間の船舶又は航空機に検査伝染病が存在し、それらの者に対して検査措置が必要となるときは、所轄の日本の検疫所長は、合衆国軍隊に対し、実施した検査措置を通報する。

Ⅱ. 動物の検疫

以下に定める動物の検疫検査は、動物疾病の日本国への侵入及び日本国に抱けるまん延を予防することを目的とする。

(1) 合衆国軍隊が合衆国から日本国に輸入する公用の動物及び畜産物(合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族による公的に認められた使用に供されるものを含む。)並びに合衆国から日本国に輸入されるこれらの者の私有する動物(以下「私有動物」という。)(4)の適用のあるものを除く。)は、合衆国政府の当局による検査及び承認を受け、かつ、日本国において合衆国軍隊の動物検疫官により、書類審査及び疾病の有無に関する検査を受けたものに限る。当該審査及び検査は、動物及び畜産物を合衆国から日本国に輸入するとき、日本国の動物検疫所がとる手続に準ずる。

(2) 合衆国軍隊が合衆国以外の国から日本国に輸入する公用の動物及び畜産物(合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族による公的に認められた使用に供されるものを含む。)並びに合衆国以外の国から日本国に輸入されるこれらの者の私有動物であって(4)に定めるものを除いたものは、日本国において合衆国軍隊の動物検疫官による書類審査及び疾病の有無に関する検査検査を受ける。当該検査は、動物及び畜産物を合衆国以外の国から日本国に輸入するとき、日本国の動物検疫所がとる手続に準ずる。

(3) 合衆国軍隊の動物検疫官は、検査及び証明の結果についての報告をとりまとめ、四半期毎に日本政府の動物検疫所長に対して提出する。日本政府の動物検疫所は、合衆国軍隊の動物検疫官が行う検査に立ち会う権利を有する。

(4) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が、これらの者の私用のために民間の船舶又は航空機により日本国に輸入する動物及び畜産物は、家畜伝染病予防法施行規則に定める港又は飛行場において日本国の家畜防疫官による検査を受け、かつ、同法施行規則及び次の輸出入検査規則に従って検査を受ける。適切な書類が添付され、かつ、日本国の家畜防疫官が適当と認めた私有の犬については、狂犬病予防上必要な措置に関する日本国の家畜防疫官の指示に従うことを条件として、所有者によるけい留を認める。

(5) 動物の伝染病の発生による緊急事態が発生した場合、合衆国軍隊は当該伝染病のまん延の防止のための合衆国軍隊の当局と日本国の当局との間の協議を通じて、(1)、(2)及び(4)の場合の動物及び畜産物の輸入の停止を含め必要な措置をとる。合衆国軍隊の獣医官は、農林水産省畜産局衛生課長に対し、家畜伝染病予防法により届出が義務付けられている動物の疾病を診断した場合は直ちに報告する。

(6) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の権限ある医務職員が、病原学、治療及び疾病の予防の研究に必要な、動物の疾病の病原体を含む材料を公用のため日本国に輸入するときは、農林水産大臣の輸入許可を取得する。これらの材料は、日本国の一の動物検疫所に到着の後、日本国の動物検疫所の指示に従い、合衆国軍隊の受領機関に輸送する。

(7) 輸出の場合には、この合意の規定を準用する。

C. 植物の検査

- (1) 輸入の禁止されるもの
 - (A) 植物防疫法施行規則表1（同規則別表1をこの手続に添付する。）に定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、同規則別表1に定める植物。日本政府の当局が同規則別表1を改正する毎に、同規則別表1の写しを、日米合同委員会出入国分科委員会を経て合衆国軍隊に提供する。
 - (B) 有害動物又は有害植物
 - (C) 土又は土の附着する植物
 - (D) 前各号に掲げるものの容器包装
 - (2) 輸入検査及び輸出国の発行する検査証明書を必要とするもの
合衆国軍隊並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにその家族が輸入する植物（観花植物、した類、せんたい類（その部分、種子、果実及びむしる又はこのような加工品を含む。主な例は以下のとおり。）、又はその容器包装であって、ハワイ諸島を含む合衆国又は植物防疫法施行規則別表1に掲げる地域に該当しない地域で生産され又は加工された植物。
 - (A) 植物、植物の部分及び種子又は球根であって繁殖又は栽培の用に供するもの
 - (B) 生果実又は生野菜
 - (C) 食糧、飼料又は油料用に供される穀類及び豆類並びにそれらの副産品で熱処理をされていないもの
 - (D) コーヒー豆、ココア豆、ごしう、葉たばこその他の、香辛料、調味料の原料
 - (E) 乾果（あんず、いちじく、かき、しなざるなし、すもも、なし、なつめ、なつめやし、パインアップル、バナナ、パパイヤ、ぶどう、マンゴウ、もも及びりゅうがんについては輸入検査及び検査証明書を免除する。）
 - (F) かます、なわその他のわら工品
 - (G) 樹皮の付着した木材類
- (3) (1) 及び(2)の品目は、軍事郵便として取扱わない。これらの品目が軍事郵便として到着した場合は、検査のために日本軍の植物防疫官に届

告する。

(4) 輸入検査は、合衆国軍隊と日本政府の権限ある者々が共同して行い、追加費用及び生産物の損害が生じないように行う。検査により、有害動物又は有害植物の危険が判明した場合は、合衆国軍隊の代表者と日本国の植物防疫官との協力により速やかに処分する。

(5) (1)；又は(2)に該当しない品目は、日本軍の植物防疫の規定にかかわらず、合衆国軍隊並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族により日本国に輸入することができる。

(6) 植物検査を行う港及び飛行場

(2)により輸入される品目は、植物防疫法施行規則第6条に定める港又は飛行場を通じて輸入する。

(7) 日本軍の植物防疫官は、合衆国軍隊並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族による輸入により上記品目が到着したことについて通報を受ける。当該通報は、以下の日本国の植物防疫所のうちのいずれかに所在する適当な日本国の当局に行う。

横浜植物防疫所：

横浜植物防疫所（東京港）

札幌支所

新潟支所

東京支所（東京港）

川崎出張所（東京港）

留萌出張所

室蘭・苫小牧出張所

青森出張所

宮古出張所

大船渡出張所

小名浜出張所

酒田出張所

羽田出張所（東京国際空港）

鹿島出張所

晴海出張所（東京港）

植釜支所

成田支所（新東京国際空港）

剱路出張所

小樽出張所

函館出張所

八戸出張所

釜石出張所

石巻出張所

秋田出張所（秋田・羽川港）

藍江津出張所

三立出張所

千葉出張所

大井出張所（東京港）

長崎出張所
八代出張所
佐伯出張所
志布志出張所
那覇植物防疫事務所
那覇植物防疫事務所
那覇空港出張所（那覇空港）
平良出張所

佐世保出張所
大分出張所
細島出張所
溝辺出張所（鹿児島空港）
嘉手納出張所（嘉手納空港）
石垣出張所

（8）台米軍隊がいずれかの禁止品目について必要な量又は必要な品質のものを日本医の源泉から調達することができない場合には、台米国軍隊と日本国の権限ある当局との間で相互に補足な解決を見いだすため協議する。

（丁）

名古屋植物防疫所：
名古屋植物防疫所
伏木支所（伏木富山港）
豊橋出張所
衣津出張所
南部出張所（名古屋港）
四日市出張所
金沢出張所
敦賀出張所
御前崎出張所

神戸植物防疫所：
神戸植物防疫所
大阪支所
広島支所
姫路出張所
岸和田出張所（阪南港）
田辺出張所
浜田出張所
水島出張所
岩国出張所
小松島出張所
詫間出張所
松山出張所
須崎出張所

門司植物防疫所：
門司植物防疫所（関門港）
福岡支所（博多港）
名瀬支所
下関出張所（関門港）
板村出張所（福岡空港）

清水支所
浦郡出張所
小牧出張所（名古屋空港）
西部出張所（名古屋港）
富山出張所（伏木富山港）
七尾出張所
田子の浦出張所

関西空港支所（関西国際空港）
坂出支所
舞鶴出張所
和歌山出張所（和歌山下津港）
境港出張所（境港）
宇野出張所
尾道出張所
平生出張所
高松出張所
今治出張所
高知出張所

鹿児島支所
若松出張所（関門港）
伊万里出張所

